

No 12

宇土市(304~306、307【一部】、308【一部】、312、314、315)
宇城市(307【一部】、308【一部】、309~311、316~318)

※有害鳥獣捕獲については、この図面にかかわらず
別途協議をお願いします。

凡	例
銃器使用制限区域	

